

甲議第1号

甲府市議会議会局設置条例制定について
甲府市議会議会局設置条例を次のように定める。

令和2年2月26日提出

甲府市議会議長 金丸三郎様

提出者	甲府市議会議員	廣瀬集一
賛成者	甲府市議会議員	兵道顕司
〃	〃	原田洋二
〃	〃	鈴木篤
〃	〃	長沼達彦
〃	〃	末木咲子
〃	〃	輿石修
〃	〃	山中和男
〃	〃	天野一
〃	〃	中村明彦
〃	〃	神山玄太
〃	〃	清水英知

甲府市議会議会局設置条例

甲府市議会事務局設置条例（昭和28年5月条例第23号）の全部を改正する。

（設置）

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条第2項の規定により、甲府市議会に事務局として議会局を置く。

（議会局の管理）

第2条 議会局は、議長の管理に属し、甲府市議会に関する事務を処理する。

（組織等）

第3条 議会局に局長、書記その他の職員を置く。

第4条 議会局の職員は、議長がこれを任免する。

第5条 局長は、議長の命を受け、議会局の事務を掌理し、配置職員を指揮監督する。

第6条 書記は、上司の指揮を受け、議会の事務に従事する。

（職員の給与）

第7条 局長、書記及びその他の職員の給与に関しては、甲府市職員給与条例（昭和24年6月条例第21号）を準用する。

（委任）

第8条 この条例に定めるもののほか、議会局の事務分掌その他必要な事項については、議長が別にこれを定める。

2 議長の定めないものについては、甲府市職員に対するそれぞれの規定を準用する。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

（甲府市議会委員会条例の一部改正）

2 甲府市議会委員会条例（平成3年6月条例第13号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項総務委員会第6号中「議会事務局」を「議会局」に改める。

提案理由

議会事務局の補佐機能の充実・強化を図るため議会事務局を議会局とするについては、この条例を制定する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。